

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
備後圏都市計画下水道事業芦田川流域下水道
- 二 施行者の名称  
広島県（東部建設事務所）
- 三 事務所の所在地  
福山市三吉町一丁目一一
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分  
変更なし
  - 2 使用の部分  
変更なし